

建築の著作物の研究
－著作物性・著作者・効力の範囲－

代表 諏訪野 大（近畿大学法学部法律学科教授）

[研究報告要旨]

【問題の所在】

著作権法は、建築を著作物であるとはしつつも、どのような建築が著作物に該当するかについて著作権法に定められていない要件が加えられることが通説となっているなど、未だ解決されていない点があるため、理論的解決策が求められている。

【建築の著作物の著作物該当性】

建築の著作物について、条約と法律における位置づけを確認し、裁判例の概観から問題点を抽出した上で、建築の著作物の著作物該当性につき、法律に規定されていないにもかかわらず求められてきた美術性要件は、著作権法の規定からも、比較法的考察からも不要であることを明らかにした。

【設計図と建築物の関係】

設計図のみ完成しており、建築物が完成していない場合に、現在の多数説が観念的な建築物が設計図に表れているため建築の著作物の著作権が発生しているとするが、大幅な制限規定が適用され、著作者にとって不利であることを看過している点を指摘し、建築の著作物はいくまでも建築物によって表現されるものと解すべきであることを導いた。

【建築の著作物の著作者】

建築の著作物の著作者が建築家であることについて、実際の設計から施工、建築物の完成までの経緯をたどり、構造家に対しても著作権の帰属を認めるべきであるという新しい視点を提供することができた。